

第1章 総 則

第1節 原子力災害対策計画の概要

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工，原子炉，貯蔵，再処理，廃棄，使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市，県，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命，身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害対策指針

原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者（原災法第2条第3号に規定する者をいう。）、指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体，指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めた指針。

(2) 原子力災害合同対策協議会

国の現地災害対策本部，県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者，指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され，原子力安全基盤機構，放射線医学総合研究所，日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席する会議であり，通常オフサイトセンターにて開催される。

(3) 大気中拡散シミュレーション（SPEEDI）

地形の影響を考慮し，放射線の放出源情報，気象情報等を基に，放射性プルームの移動拡散の状況を計算することにより，希ガスからの外部被ばくによる線量，ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量等を図示するシステム。

(4) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

原子力発電所の事故の場合，確率的影響のリスクを最小限に抑えるため，緊急時に防護措置を準備する区域を示し，対象とする原子力施設（発災場所）から概ね30kmの区域。

(5) 特定事象

原災法第10条により、原子力事業者が、国、県、市等に通報しなければならない事故・故障等の事象（原子力発電所の排気筒からの一定以上の放射能放出、及び、これに先立って、炉心の熔融や使用済み燃料からの放射線、放射性物質の放出のおそれをきたす原子炉停止機能、冷却機能喪失などの検知し得る事象で政令で定めたもの）

原災法第15条により、原子力事業者が、国、県、市等に通報しなければならない事故・故障等の事象（内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出する事象等。）

(6) 警戒事象

特定事象（原災法第10条事象）に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準じる事故・故障等

(7) 原子力緊急事態

原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態

(8) 原子力防災専門官 原災法第30条で定める原子力防災の専門官

(9) 運用上の介入レベル O I L (Operational Intervention Level)

全面緊急事態に至った場合、避難や屋内退避、除染、飲食物の摂取制限等の防護措置の実施をする際の基準として定めるもので、当該地域の空間線量率や環境中の放射性物質の濃度等原則計測可能なものの定量的な値（レベル）。防護措置の種類に応じてO I L - 1からO I L - 6まで定義され、原子力災害対策指針で示された放射性物質が放出されたときの対応を判断する基準

(10) 非常通信協議会 地震、台風、洪水、雪害、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立された協議会

(11) 県 茨城県

(12) 市 笠間市

第2節 計画の性格

1 笠間市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触する事がないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市及び関係機関は、想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 笠間市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「笠間市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであるが、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による災害等、この計画に定めのない事項については、「笠間市地域防災計画（風水害対策計画編）」に拠るものとする。

3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し「原子力災害対策指針」に基づき以下のとおり想定するものとする。

- 1 警戒事象
- 2 特定事象
- 3 原子力緊急事態

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材，モニタリング設備，非常用通信機器等の整備，避難計画等の策定等，原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は，国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ，施設の特性，行政区画，地勢等地域に固有の自然的，社会的周辺状況等を勘案し，具体的な地域を定めるものとする。

また，原子力災害の特殊性を踏まえると，笠間市全域も原子力災害の影響を受ける可能性があることからUPZ外の地域においても必要に応じ防災体制を講じるものとする。

対象施設の名称等

所在地	茨城県那珂郡東海村白方1-1
名称	日本原子力発電株式会社東海発電所・東海第二発電所

原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の範囲は，原子力災害対策指針において，対象施設から概ね半径30kmを「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」と位置付けている。

この考え方を踏まえ，本市の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。

地区名

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
大橋，池野辺，福田，飯田，石寺，大淵，平町，大田町，南友部，鴻巣，旭町，鯉淵，五平，湯崎
住吉，随分附，柏井，仁古田，長兔路，下市原，中市原，上市原，小原，友部駅前，八雲1丁目
中央1丁目，中央2丁目，東平1丁目，東平2丁目，東平3丁目，東平4丁目，美原1丁目
美原2丁目，美原3丁目，美原4丁目，安居

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、原子力災害対策指針に示されている防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

地域別の世帯数及び人口

町丁字名	世帯数	人口	町丁字名	世帯数	人口
大橋	212	720	池野辺	233	687
福田	167	606	飯田	119	397
石寺	35	109	大淵	166	566
平町	1,496	4,008	大田町	945	2,596
南友部	522	1,425	鴻巣	400	1,085
旭町	2,301	5,930	鯉淵	1,940	5,363
五平	55	157	湯崎	209	672
住吉	577	1,671	随分附	113	389
柏井	120	363	仁古田	115	382
長兎路	160	497	下市原	42	151
中市原	157	552	上市原	138	433
小原	617	1,968	友部駅前	92	224
八雲1丁目	151	398	中央1丁目	196	459
中央2丁目	35	96	東平1丁目	261	644
東平2丁目	271	505	東平3丁目	141	266
東平4丁目	203	462	美原1丁目	199	427
美原2丁目	221	532	美原3丁目	53	140
美原4丁目	71	189	安居	413	1,241
合計				13,146	36,310

資料：企画政策課 平成22年度国勢調査 町丁字別人口

笠間市における緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)



第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、笠間市地域防災計画（風水害対策計画編）総則第5節に定める「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
笠間市	<ul style="list-style-type: none"> ア 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正に関すること イ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡に関すること ウ 消防対策に関すること エ 環境条件の把握に関すること オ 市災害対策本部の設置・解散に関すること カ ボランティアの受け入れに関すること キ 住民に対する広報及び情報伝達に関すること ク 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限に関すること ケ 緊急被ばく医療措置への協力に関すること コ 被ばく者、一般傷病者の救急搬送に関すること サ 飲食物の摂取制限等に関すること シ 緊急輸送及び必要物資の調達・供給に関すること ス 環境中の放射性物質の除去等に関すること セ オフサイトセンターへの要員の派遣 ソ 各種制限措置の解除に関すること タ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援に関すること チ 児童・生徒等への防災知識の普及に関すること ツ 児童・生徒等の避難・屋内退避等の実施に関すること テ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力に関すること ト 損害賠償の請求等に必要資料の整備に関すること ナ 県の行う原子力防災対策に対する協力に関すること
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ア 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正に関すること イ 環境放射線の監視に関すること ウ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡に関すること エ 県災害対策本部等の設置・解散に関すること オ 自衛隊・国の専門家の派遣要請、受け入れに関すること カ 所在・周辺関係市町村の防災対策に対する指示、指導、助言及び協力に関すること キ 隣接県、市町村等への防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等に関すること ク ボランティアの受け入れに関すること ケ 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること コ 県民に対する広報及び情報伝達に関すること サ 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示に関すること

	<p>シ 緊急被ばく医療措置の実施に関する事</p> <p>ス 飲食物の摂取制限に関する所在・関係市町村等への指示に関する事</p> <p>セ 緊急輸送及び必要物資の調達に関する事</p> <p>ソ 環境中の放射性物質の除去等に関する事</p> <p>タ 各種制限措置の解除に関する事</p> <p>チ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援に関する事</p> <p>ツ 児童・生徒等への防災知識の普及に関する事</p> <p>テ 児童・生徒等の避難・屋内退避等の実施に関する事</p> <p>ト 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力に関する事</p>	
茨城県警察本部	ア 防護対策区域に係る立入り制限，交通規制，住民の避難誘導等の警備に関する事	
その他の市町村	<p>ア 住民に対する広報及び情報伝達に関する事</p> <p>イ 避難所の開設，避難誘導等への応援に関する事</p>	
指定 地方 行政 機関	関東管区警察局	<p>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の調整に関する事</p> <p>イ 警察通信の確保と統制に関する事</p> <p>ウ 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報に関する事</p>
	関東財務局	<p>ア 地方公共団体に対する災害融資に関する事</p> <p>イ 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事</p> <p>ウ 国有財産の無償貸与に関する事</p>
	関東信越厚生局	<p>ア 関係職員の現地派遣に関する事</p> <p>イ 関係機関との連絡調整に関する事</p>
	関東経済産業局	<p>ア 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力に関する事</p> <p>イ 生活必需品，普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保に関する事</p> <p>ウ 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営確保に関する事</p> <p>エ 被災中小企業の振興に関する事</p>
	茨城労働局	<p>ア 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事</p> <p>イ 労働災害調査及び労働者の労災補償に関する事</p> <p>ウ 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示に関する事</p>
	関東農政局	<p>ア 主要食糧の需給調整に関する事</p> <p>イ 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認に関する事</p> <p>ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事</p> <p>エ 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請に関する事</p> <p>オ 風評被害等の防止対策に関する事</p>
	関東地方整備局	<p>ア 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備えに関する事</p> <p>イ 原子力防災に関する研究等の推進に関する事</p> <p>ウ 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保に関する事</p> <p>エ 活動体制の確立に関する事</p>

	オ 関係者への的確な情報伝達活動に関すること カ 災害復旧に関すること
関東森林管理局	ア 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること イ 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること
関東運輸局	ア 自動車運送業者に対する運送協力要請に関すること イ 自動車及び被災者、災害必需物資等の輸送調整に関すること ウ 応急海上輸送の輸送力の確保に関すること
東京航空局(百里空港事務所)	ア 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底に関すること イ 飛行場使用の相互調整に関すること
第三管区海上保安本部	ア 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達に関すること イ 避難に関する情報の伝達・避難誘導等に関すること ウ 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること エ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置に関すること オ 海上における救助・救急活動に関すること カ 緊急輸送に関すること キ 海上における治安の維持に関すること
東京管区气象台 (水戸气象台)	ア 気象状況の把握に関すること イ 気象に関する資料・情報の提供に関すること ウ 緊急時環境放射線モニタリングへの支援に関すること
関東総合通信局	ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施(臨機の措置)に関すること オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
自衛隊	ア 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること イ 被害状況の把握に関すること ウ 避難の援助に関すること エ 行方不明者等の捜索援助に関すること オ 消防活動に関すること カ 応急医療、救護に関すること キ 人員及び物資の緊急輸送に関すること ク 危険物の保安及び除去に関すること ケ その他災害応急対策の支援に関すること
東日本電信電話株式会社 (茨城支店)	ア 公共機関等の防災訓練の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保に関すること

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）	ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保に関すること
KDD I 株式会社（水戸支店）	ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保に関すること
日本銀行（水戸事務所）	ア 通貨の円滑な供給の確保に関すること イ 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること ウ 金融機関の業務運営の確保に関すること エ 金融機関による金融上の措置の実施に関すること オ 上記各業務にかかる広報に関すること
日本赤十字社（茨城県支部）	ア 医療救護活動の実施に関すること イ 災害救助への協力に関すること ウ 救援物資の配分に関すること
日本放送協会（水戸放送局）	ア 広報に関すること イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達に関すること
東日本高速道路株式会社（関東支社）	ア 高速自動車国道等の交通の確保に関すること
独立行政法人日本原子力研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力 ア 国、県、所在・関係市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）に関すること イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）に関すること ウ 原子力防災に必要な教育・訓練に関すること
日本原子力発電株式会社	ア 国、県、所在・関係市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）に関すること イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）に関すること ウ 原子力防災に必要な教育・訓練に関すること
東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）	ア 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力に関すること
日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）	ア 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力に関すること
日本通運株式会社（東京東支店）	ア 災害対策用物資の輸送への協力に関すること
東京電力株式会社	ア 災害時における電力供給に関すること
日本郵便株式会社（関東支社）	ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること

		エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
指定地方公共機関	社団法人茨城県医師会	ア 緊急被ばく医療等の医療救護活動への協力に関すること イ 健康影響調査（健康診断等）への協力に関すること
	茨城交通株式会社	ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力に関すること
	関東鉄道株式会社	ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力に関すること
	鹿島臨海鉄道株式会社	ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力に関すること
	社団法人茨城県トラック協会	ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力に関すること
	日立電鉄交通サービス株式会社	ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力に関すること
	J Rバス関東株式会社	ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力に関すること
	一般社団法人茨城県バス協会	ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力に関すること
	株式会社茨城新聞社	ア 広報に関すること イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達に関すること
	株式会社茨城放送	ア 広報に関すること イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達に関すること
公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	ア 災害情報及び各種措置に関すること イ ボランティアの斡旋及び調整に関すること
	農業協同組合	ア 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導に関すること イ 食糧供給支援に関すること
	森林組合	ア 汚染林産物に関する対策の指導に関すること
	漁業協同組合	ア 漁船等への広報協力に関すること イ 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導に関すること
	商工会	ア 救助用物資，復旧資材の確保，協力，斡旋に関すること
	学校法人	ア 児童・生徒等への防災知識の普及に関すること イ 児童・生徒等の避難・屋内退避等の実施に関すること ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力に関すること
	社団法人茨城原子力協議会	ア 広報に関すること イ 県・市町村が実施する災害応急対策への協力に関すること
	原災法対象原子力事業所(指定公共機関としての業務を除く)	ア 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正に関すること イ 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理に関すること ウ 防災上必要な社内教育及び訓練に関すること エ 自衛防災組織の充実・強化に関すること オ 環境放射線監視の実施及び協力に関すること カ 通報連絡に関すること キ 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置に関すること ク 災害状況の把握及び報告に関すること ケ 緊急時環境放射線モニタリングの実施及び協力に関すること コ 緊急被ばく医療活動の実施及び協力に関すること

	サ その他，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力に関すること
その他の原子力事業所 (指定公共機関としての業務を除く)	ア 緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関すること イ その他，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力に関すること
報道機関(日本放送協会 (水戸放送局)，株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く)	ア 広報に関すること イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達に関すること
社団法人茨城県放射線技師会	ア 緊急被ばく医療活動への協力に関すること イ 健康影響調査(健康診断等)への協力に関すること
社団法人茨城県看護協会	ア 緊急被ばく医療活動への協力に関すること イ 健康影響調査(健康診断等)への協力に関すること
社団法人茨城県薬剤師会	ア 緊急被ばく医療活動への協力に関すること イ 健康影響調査(健康診断等)への協力に関すること
社団法人茨城県臨床検査技師会	ア 緊急被ばく医療活動への協力に関すること イ 健康影響調査(健康診断等)への協力に関すること